

# 全国商工会議所青年部連合会災害義援金等の募集に関する規程

平成16年10月14日制定

## 1. 募金の趣旨

災害等によって商工会議所が直接被害を受け、または商工会議所青年部会員等が被害を受けた結果、当該商工会議所青年部の運営または地域会員全般の事業運営に著しい支障をきたす恐れがある場合に、救済・支援を目的として義援金の募金を行う。

## 2. 募金の条件

被災地区を有する都道府県連商工会議所青年部連合会から本会に義援金の要請がなされた場合であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、正副直前会長で協議を行い会長の判断にて義援金等の募集を行う。

- (1) 日本商工会議所が「災害義援金等の募集に関する内規」に沿って募集を実施する予定があるもの。
- (2) 商工会議所管内の商工業者等が被災し、当該地域が局地激甚災害に指定された、または指定される見込みのもの。

## 3. 募金の対象

義援金の募集対象は、原則として、被災商工会議所青年部および被災地区の商工会議所青年部を除く全国各地の本会加盟青年部とする。

## 4. 募金の寄贈先

義援金の寄贈先は、当該地区の所属する都道府県連商工会議所青年部連合会が決議し、その内容を、正副直前会長で協議のうえ役員会で報告する。